

中間前金払制度について

中小建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるようにするための中間前金払制度を、平成 27 年 4 月から導入しています。

記

1 制度の概要

中間前金払制度は、既に前払金（契約金額の 40%以内）の支払いをした建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として契約金額の 20%以内の前払金を追加で支払うことができるものです。

中間前払金は、出来高検査等が必要な部分払に比べて手続が簡素化されています。

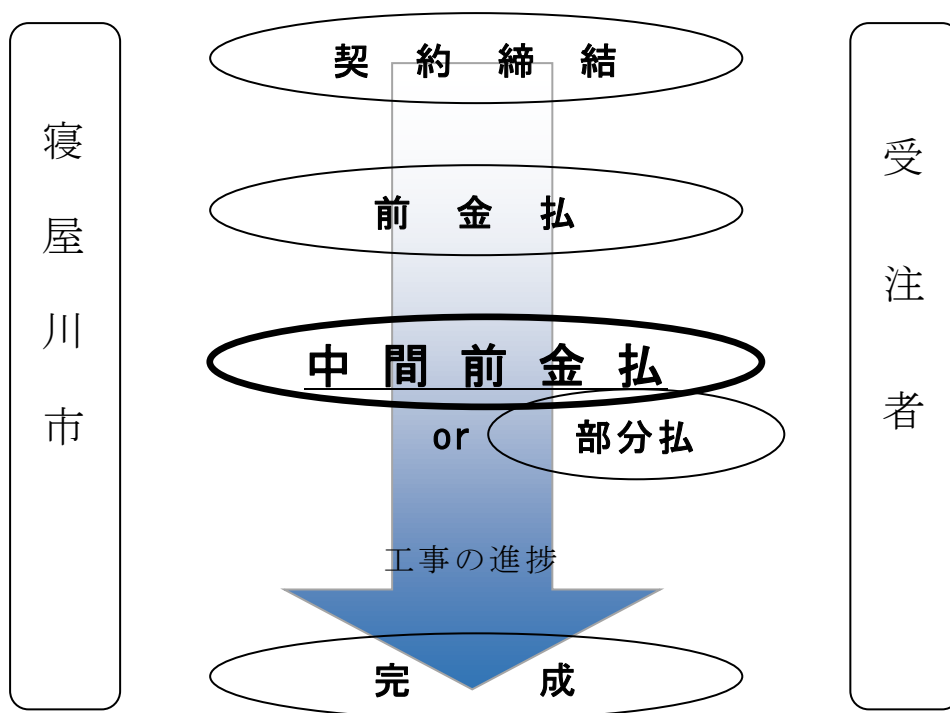
なお、部分払をする建設工事の場合において、部分払を選択したときは、中間前払金を請求できません。

2 適用要件

次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 既に前払金の支払いを受けていること。
- (2) 工期が 90 日以上であること。
- (3) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (4) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が当該工事の契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

3 制度イメージ



4 手続

- (1) 「中間前金払と部分払との選択に係る届出書」の提出
(部分払を行う建設工事に限る。)
- (2) 「中間前金払認定請求書」、「工事履行報告書」等の提出
- (3) 市からの「中間前金払認定調書」の交付
- (4) 保証事業会社への中間前金払保証の申込み
- (5) 「中間前払金請求書」の提出
- (6) 市からの中間前払金の振込み

問合せ先

寝屋川市総務部契約課

072-824-1181 (内線 2260)